

注意

入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札の際に、次の書面の提出が必要になりました。

(入札書ごとに必要です。)

暴力団員等に該当しない旨の **陳述書** (個人・法人を問わず)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完・提出後の訂正は不可)。

※記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

(よくある誤り)「陳述」欄「口自己の計算において・・・ありません」の口のチェックは、「他人から資金の提供を受けて、当該他人のために入札に参加する場合等」にチェックするものです。金融機関から融資を受けて自己のために不動産を取得する場合には、チェックは不要です。

住民票

(個人の場合)

資格証明書

(法人の場合)

※入札時に提出がないと入札無効となります(追完不可)。

※住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

宅地建物取引業の免許証の写し (宅地建物取引業者の場合)

※有効期限内のものを提出してください。

(入札方法に関する問合せ)

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 6 日

仙台地方裁判所第 4 民事部

裁判所書記官 高 橋 宏 行

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 19 日 午後 3 時 00 分 場 所 仙台地方裁判所第 4 民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中, ☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 6 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和 6 年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	3, 475, 000 2, 780, 000	一括	695, 000	41, 593	0
1	1, 446, 000				
2	2, 029, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 |
| | 地 番 | 60番26 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 257.37平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田60番地26 |
| | 家屋 番号 | 60番26 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階78.26平方メートル
2階54.00平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 5月 2日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 高 橋 泰

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。



5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 |
| | 地 番 | 60 番 26 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 257.37 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 60 番地 26 |
| | 家屋 番号 | 60 番 26 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 78.26 平方メートル
2 階 54.00 平方メートル |



令和 7 年(ケ)第 14 号
令和 7 年 3 月 13 日受理
令和 7 年 4 月 14 日提出

現況調査報告書

仙台地方裁判所

執行官 内 藤 和 宏 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 |
| | 地 番 | 60番26 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 257.37平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田60番地26 |
| | 家屋 番号 | 60番26 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階78.26平方メートル
2階54.00平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり				
住居表示	(住居表示未実施)				
土地	物件1				
現況地目	☒ 宅地(物件1) ☐ 公衆用道路(物件) ☐ (物件)				
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり				
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
下記以外の建物(目的外建物)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
建物	物件2				
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる(☐ 主たる建物 ☐ 附属建物) ☐ 種類: ☐ 構造: ☐ 床面積:				
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類: 構造: 床面積:				
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり				
上記以外の敷地(目的外土地)	☒ ない ☐ ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)				
その他の事項	3枚目「その他の事項」記載のとおり				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日				
土地建物の位置関係	☐ 建物図面(各階平面図)のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり				

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

■ 物件 1 について

物件 1 土地は、南西側で志田郡松山町（現大崎市）所有の 6 0 番 3 2 公衆用道路と接している。
本土地が所在する地域は、都市計画区域外地域である。

本土地上に本件所有者が所有するカーポートが存する。

■ 物件 2 について

物件 1 土地上に本建物所有者の母 B が所有するスチール製物置（動産）が 1 基存する。

本建物内で猫 2 匹を飼育しており、内壁の各所にひっかき傷が確認された。

本建物は、平成 9 年 1 0 月に建てられた建物で、本件所有者は平成 2 1 年 3 月に購入している。調査に立ち会った本件所有者の母 B によると平成 2 6 年頃に屋根の葺き替えと外壁全部の修繕及び耐震補強工事を行ったとのことである。

また、同人によるとエコキュートが故障しており、風呂や台所に給湯されないとのことである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
☒ B (本件所有者の母)	私は、本件所有者の母です。本人は、夜勤明けで、現在就寝しているので、私が代わって説明します。 物件1の土地は、物件2の建物の敷地です。 物件2の建物には、本件所有者が居住しています。 物件2の建物は、平成9年10月に建てられた建物で、本件所有者は平成21年3月に購入しました。その後、平成26年頃に屋根の葺き替えと外壁全部の修繕及び耐震補強工事を行いました。 また、エコキュートが故障しており、風呂や台所でお湯が使えません。 建物内で猫2匹を飼育しています。 物件1の土地及び物件2の建物の一部でも他人に貸しているところはありません。 物件1土地上にあるカーポートは、本件所有者所有のものです。スチール製物置は私所有のもので、近日中に移動させたいと思っています。
☒ 大崎市役所担当者	物件1土地が、南西側で接している道は、市道「駅前中区1号線」です。 この地域は都市計画区域外地域です。

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R7年3月19日(水) 13:00-13:10	大崎市役所	接道調査
R7年3月25日(火) 15:00-15:10	仙台法務局	本件物件及び周辺土地の全部事項証明書受領
R7年3月27日(木) 15:00-15:15	物件所在地	物件確認、本件所有者の母Bに事情説明
R7年4月2日(水) 15:30-16:00	物件所在地	立入調査、本件所有者の母Bから占有状況等聴取、間取り確認、写真撮影、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		

(特記事項)

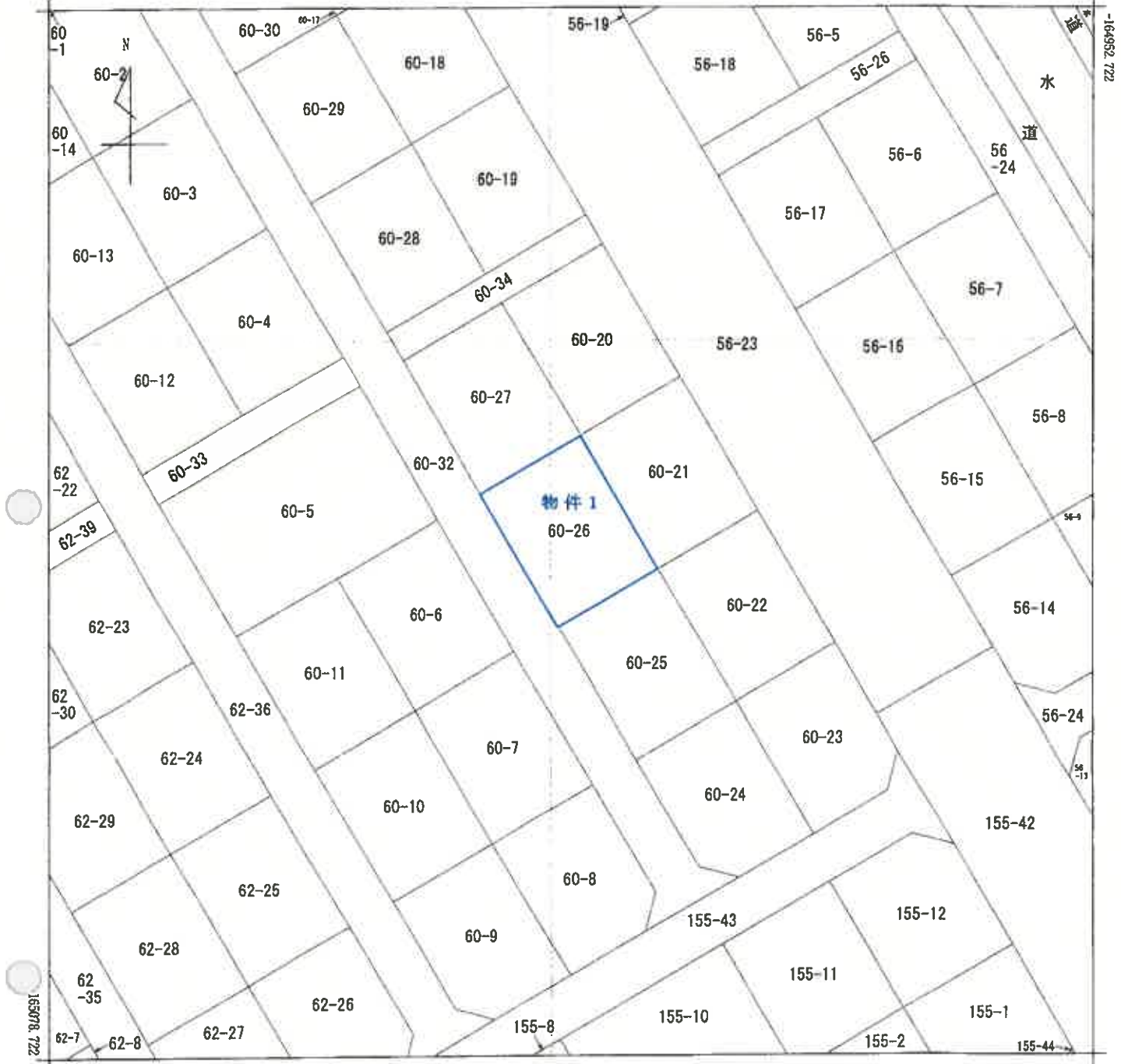
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。
- ☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。
- ☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。
- ☐

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公 図 写

(座標値種別：図上測定)

+20767.835



+20642.835 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。
(注) 国土交通省国土地理院による座標補正パラメータ(iwatemiya2008.par)が未公表等の理由により、修正がされていません。

地番区域見出
松山金谷字向田

A4判に縮小

請求部	所在	大崎市松山金谷字向田				地番	60番26			
出力縮尺	1/500	精度区分	乙一	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	その他	
作成年月日	平成9年7月				備付年月日(原図)	平成10年3月16日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年1月27日、

東京法務局新宿出張所

整理番号：H45757-1

登記官

(1/1)

(6 枚目)

登記年月日：平成12年5月15日

これは図面に記載されている内容を証明した旨の図である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年1月27日

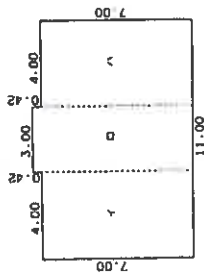
東京法務局新宿出張所

登記官

(7 枚目)

300453客階平面図

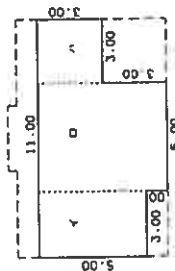
一階平面図



求積表

イ	4.00 × 7.00	= 28.0000
ロ	3.00 × 7.42	= 22.2600
ハ	4.00 × 7.00	= 28.0000
合計		78.2600
床面積		78.26 m ²

二階平面図



求積表

イ	3.00 × 5.00	= 15.0000
ロ	5.00 × 6.00	= 30.0000
ハ	3.00 × 3.00	= 9.0000
合計		54.0000
床面積		54.00 m ²

(日野建設)

作製者

平成5年5月1日(作製)

縮尺 1/250

申請人

A4判に縮小

縮尺 1/500

H12.5.15

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

登録番号：145757-3

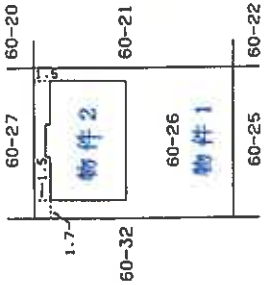
建物図面各階平面図

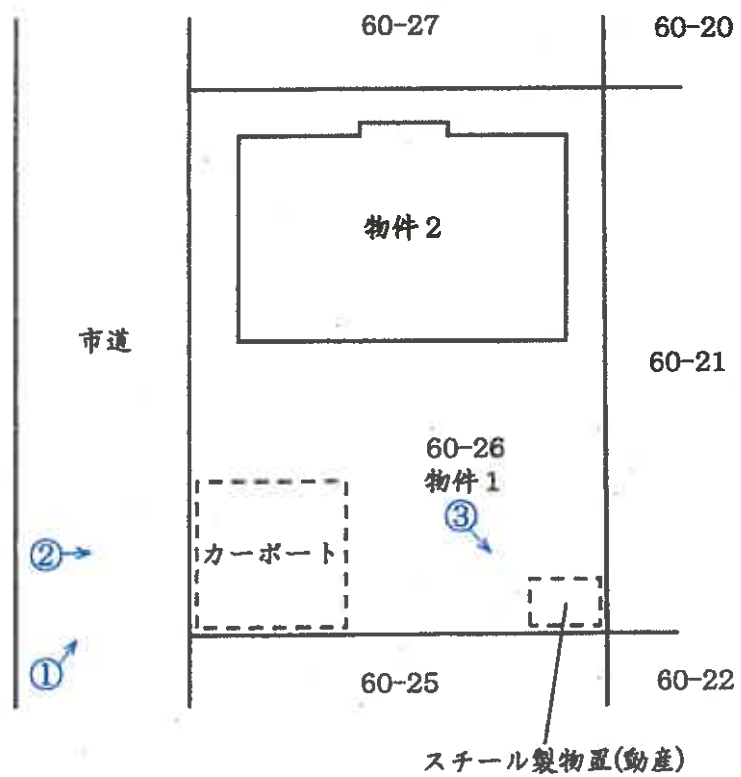
家屋番号 60番26

大崎市松山

建物の所在 志田郡松山町金谷字向田60番地26

物件2



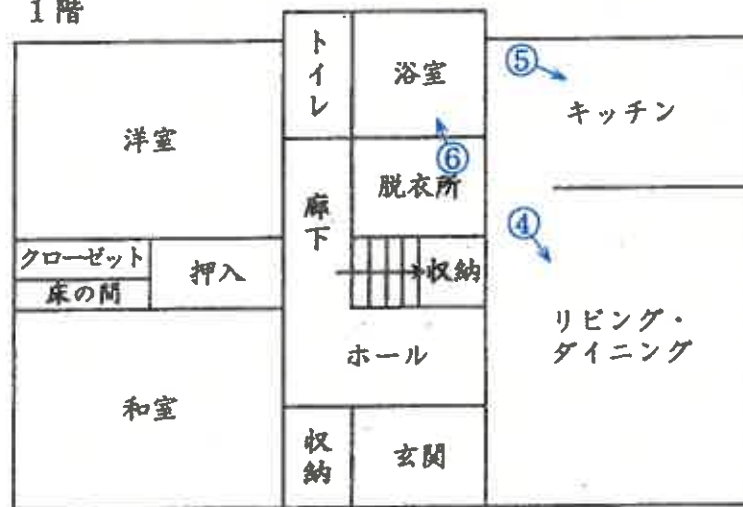


凡 例
 写真(撮影場所)

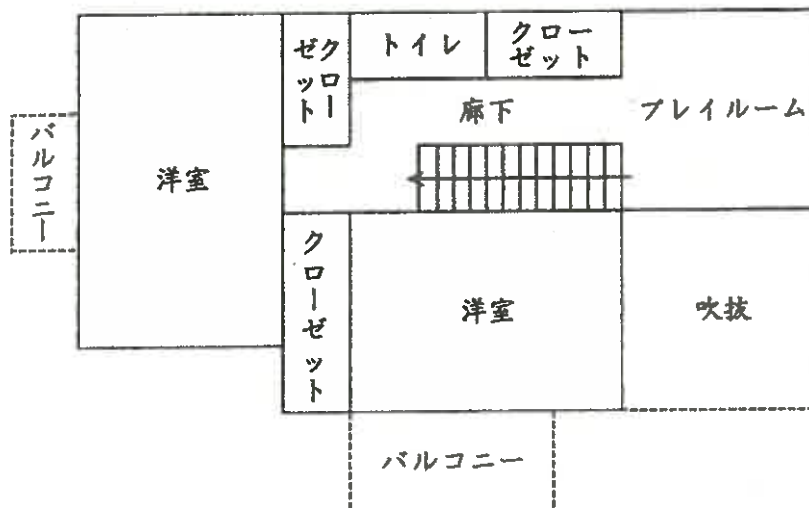
建物間取図 (物件2)



1 階



2 階



凡 例
 ←○写真(撮影場所)

写真 1

物件2

カーポート



物件1

写真 2

カーポート



物件1

写真 3

スチール製物置(動産)



物件1

写真 4

以下物件2の内部状況



写真 5



写真 6



令和 7 年 (ケ) 第 14 号
令和 7 年 4 月 2 日 現地調査
令和 7 年 4 月 14 日 評 価

仙台地方裁判所 第 4 民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

宮 本 一 輝

第1 評価額

	一括価格
	金3,475,000円
	内訳価格
物件1（土地）	金1,446,000円
物件2（建物）	金2,029,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は、物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないのが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ

番号	所在等	登 記	現 況
1	所在地 番目積	別紙物件目録記載のとおり	
2	所家屋番 種 号 構 類 床 面 積		
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等

○物件1

位 置 ・ 交 通 (道路距離)	J R東北本線「松山町」駅の北西方・道路距離約550m (別添『位置図』参照)	
付 近 の 状 況 (道路距離)	旧松山町中心部に開発された区画整然とした住宅地域で、地域内には戸建住宅が建ち並んでいる。街路は幅員約6mの舗装市道が標準的となっている。各公共公益施設等への接近性については以下のとおり。将来の動向としては、特に変動要因は認められず、現在の地域的特性を維持しつつ推移するものと予測する。	
	バス停「松山住宅前」	約350m
	松山総合支所	約1.4km
	松山郵便局	約1.1km
	市立松山小学校	約1.4km
	市立松山中学校	約2.9km
主 な 公 法 上 の 規 制 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域外 — — — — 景観計画「市街地景観エリア」
画 地 条 件	地 積 間 口 ・ 奥 行 形 状 地 勢 街路接面状況 そ の 他	257.37㎡ 約18.5m・約13.9m 長方形 概ね平坦 中間画地 なし
接面道路の状況	南西側で幅員約6mの舗装市道にほぼ等高に接面 (建築基準法42条1項1号道路)	
土地の利用状況等	戸建住宅の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上水道：有 下水道：有 ガス配管：有（集中プロパン） (注) 供給処理施設における『有』とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「無」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管が敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
埋蔵文化財の有無	周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。	
土 壌 汚 染 の 有 無	現地調査や各種資料等を勘案する限度において土壌汚染の徴表は認定し難い。	
特 記 事 項	スチール製物置(動産)及びカーポートが認められる。 大崎市洪水土砂災害ハザードマップによると、目的物件及びその周辺については、鳴瀬川が1000年に一度程度の大雨によって氾濫した場合の洪水浸水想定区域となっている。	

2. 建物の概況及び利用状況等

○物件2

区 分	主である建物：家屋番号60番26	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記）	平成9年10月2日新築
	経 過 年 数	約28年
	経済的残存耐用年数	約7年
構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
仕 様	外 壁	サイディングほか
	内 壁	ビニールクロスほか
	天 井	ビニールクロス、敷目天井ほか
	床	フローリング、畳ほか
	設 備	電気、給排水、衛生設備
	そ の 他	なし
	（注）建物に付属する各種住宅設備については、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明である。	
床 面 積 （ 現 況 ）	1階 78.26㎡	
	2階 54.00㎡	延 132.26㎡
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	別添『建物間取図』のとおり
品 等	普通	
保守管理の状態	劣る	
建物の利用状況等	「現況調査報告書」記載のとおり	
特 記 事 項	室内で猫が2匹飼われており、内壁の各所にひっかき傷が認められるなど、全般的に保守管理の状態が劣る。 所有者の母によると平成26年頃に屋根の葺き替え、外壁全部の修繕、耐震補強工事を行っているとのことである。 カメイ株式会社古川営業所に問い合わせたところ、敷地内に集中プロパンのガス管が引き込まれているが、現在、当該ガスを使用している形跡はないとのことである。所有者の母によると、現時点ではオール電化住宅に変更しているが、エコキュートが故障しており、風呂や台所においてお湯を利用できないとのことである。 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。	

2. 評価額の判定

前記により求めた各価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等 の及ぶ範囲 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格 (円) ア×イ×ウ
1	3,213,000	1.00	0.25	法定地上権	803,000

イ 土地利用権等の及ぶ範囲：上記物件番号の土地の全範囲とした。

ウ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を上記のとおりと判断した。

(2) 評価額（内訳価格及び一括価格）

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	3,213,000	-803,000	1.00	1.00	0.60	1,446,000
2	2,579,000	+803,000	1.00	1.00	0.60	2,029,000
一括価格（合計）						3,475,000

ウ 占有減価修正：修正の必要はないものと判断した。

エ 市場性修正：修正の必要はないものと判断した。

オ 競売市場修正：「評価の条件」記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

※ 算定結果については、千円未満四捨五入の処理を行なった。

第6 採用した地価公示標準地等の概要

地価調査基準地【大崎(県)-10】

所 在 : 大崎市松山金谷字向田88番61
価 格 : 15,100円/㎡
位 置 : JR東北本線「松山町」駅の西方約720m(道路距離)
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 261㎡
供給処理施設 : 上水道有、都市ガス無、下水道有
接 面 街 路 : 北西5m舗装市道
用 途 指 定 等 : 都市計画区域外
地 域 の 概 要 : 一般住宅の中に共同住宅も見られる区画整然とした駅近くの住宅地域

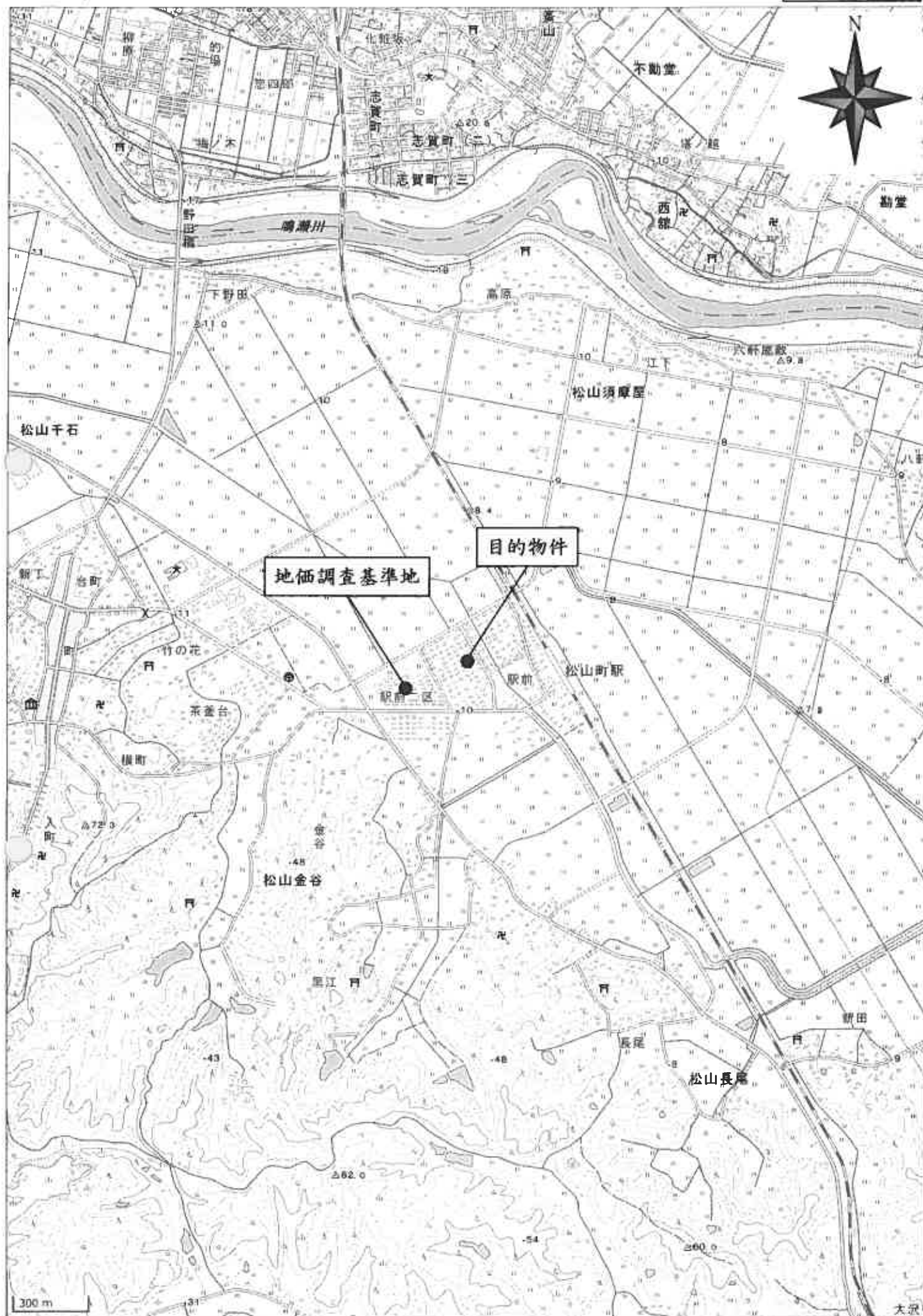
第7 附属資料

1. 位置図(国土地理院「G S I M a p s」)
2. 公図(法第14条第1項地図)
3. 地積測量図
4. 建物図面・各階平面図
5. 土地建物位置関係図
6. 建物間取図

以 上

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 |
| | 地 番 | 6 0 番 2 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 5 7 . 3 7 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大崎市松山金谷字向田 6 0 番地 2 6 |
| | 家屋 番号 | 6 0 番 2 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 8 . 2 6 平方メートル
2 階 5 4 . 0 0 平方メートル |





A 4 判に縮小

登記年月日：平成9年7月1日

003962

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年1月27日

東京法務局新橋出張所

登記官

座標求積表

地番	名称	標高	X	Y	辺長
60-20	60-39	()	-165288.408	21006.294	18.530
	60-40	()	-165304.434	21015.597	13.884
	60-63	()	-165311.414	21003.595	18.535
	60-62	()	-165295.390	20994.280	13.895
	60-39	()	-165288.408	21006.294	257.41 m
	倍面積	面積	514.828658	m ²	
60-21	60-40	()	-165304.434	21015.597	18.514
	60-41	()	-165320.448	21024.888	13.895
	60-64	()	-165327.425	21012.872	18.504
	60-63	()	-165311.414	21003.595	13.884
	60-40	()	-165304.434	21015.597	257.08 m
	倍面積	面積	514.165013	m ²	
60-26	60-49	()	-165334.416	21000.851	18.504
	60-50	()	-165318.409	20991.569	13.912
	60-63	()	-165311.414	21003.595	18.504
	60-64	()	-165327.425	21012.872	13.906
	60-49	()	-165334.416	21000.851	257.37 m
	倍面積	面積	514.751510	m ²	
60-27	60-50	()	-165318.409	20991.569	18.537
	60-51	()	-165302.375	20982.266	13.897
	60-62	()	-165295.390	20994.280	18.535
	60-63	()	-165311.414	21003.595	13.912
	60-50	()	-165318.409	20991.569	257.73 m
	倍面積	面積	515.476980	m ²	
60-34	60-52	()	-165298.915	20980.267	3.996
	60-51	()	-165302.375	20982.266	13.897
	60-62	()	-165295.390	20994.280	13.895
	60-39	()	-165288.408	21006.294	4.011
	60-38	()	-165284.940	21004.279	13.881
	60-61	()	-165291.927	20992.285	13.902
	60-52	()	-165298.915	20980.267	111.14 m
	倍面積	面積	222.296418	m ²	

*使用座標名 JEC GEO STATION システム
*公式 $A=1/2\sqrt{(X2-X1)^2+(Y1-Y2)^2}$

基準点座標

基準点	種類	X	Y
A-15	4 級基準点	-165301.231	20980.863
A-16	4 級基準点	-165283.155	21008.351

作製者

(平成9年6月20日作成)

申請人

縮尺 1/250

登記年月日：平成12年5月15日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(仙台法務局古川支局管轄)

令和7年1月27日

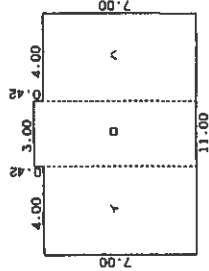
東京法務局新堀出張所

登記官

整理番号：H45757-3

300453 各階平面図

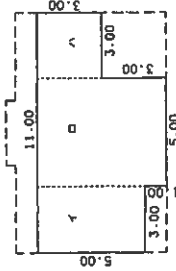
一階平面図



求積表

△	4.00 × 7.00	=	28.0000
□	3.00 × 7.42	=	22.2600
○	4.00 × 7.00	=	28.0000
合計			78.2600
床面積			78.26 ㎡

二階平面図



求積表

△	3.00 × 5.00	=	15.0000
□	5.00 × 6.00	=	30.0000
○	3.00 × 3.00	=	9.0000
合計			54.0000
床面積			54.00 ㎡

(日数増12)

作製者

平成12年5月1日作製

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

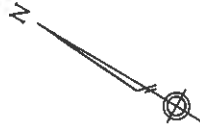
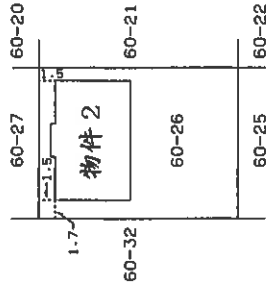
H12.5.15

建物図面 各階平面図

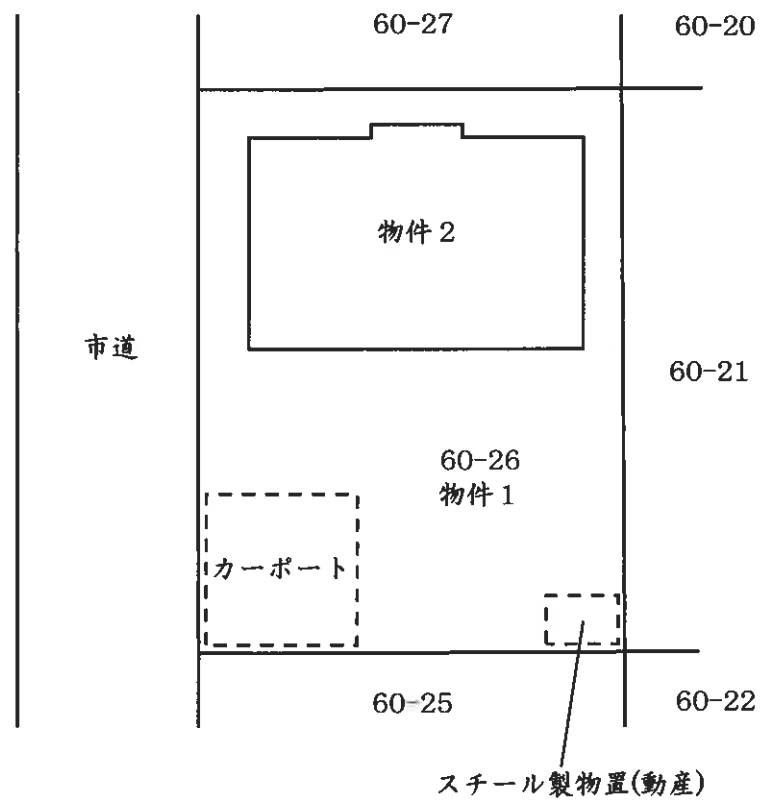
家屋番号 60番26

大崎市松山
志田郡松山町金谷向田60番地26

建物の所在

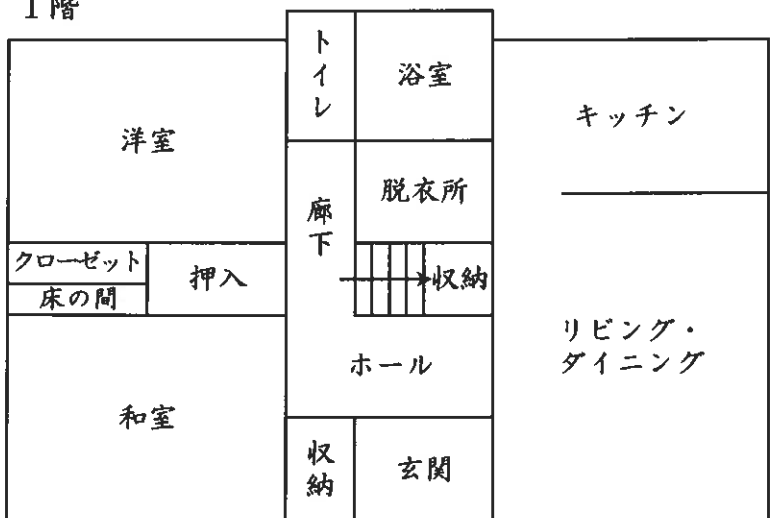


A4判に縮小





1 階



2 階

